

# 株主総会資料の電子提供制度のお知らせ



## 会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が始まります！

2023年3月以降の株主総会より、これまで郵送していた株主総会資料（招集ご通知）が原則ウェブ化されます。株主の皆様におかれましては、会社から通知書面にてご案内するウェブサイトへアクセスすることで、株主総会資料をご確認いただくことができます。当社では来年3月下旬開催予定の定時株主総会から適用となります。



## インターネットのご利用が困難な株主様へ

2022年9月1日以降、書面で受領するための手続きが可能です。

(書面交付請求)

Q

### 書面交付請求とは？

インターネットを利用することが困難な株主様を保護するための手続きです。お申し出いただいた株主様には株主総会資料を書面でお送りします。

なお、書面交付請求を行わなくても、URL等を記載した通知書面はお送りします。

Q

### 書面交付請求の受付期限は？

株主総会の基準日までにお申し出が必要です。

お手続きには2週間以上お時間がかかる場合がございますので、余裕をもってお手続きを行ってください。

Q

### お手続き方法は？

証券会社にお申し出の場合は、保有銘柄の口座を開設している証券会社へお問い合わせください。

株主名簿管理人にお申し出の場合は、書面での受領を希望される銘柄ごとに申出書面のご提出が必要です。

【本件に関するお問い合わせ先】

三井住友信託銀行 証券代行部  0120-533-600

受付時間 9:00~17:00 (土・日・休日を除く) ぜひQ&Aもご利用ください。 <https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>

